

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 7 条の規定に基づき行旅死亡人を取り扱ったので、同法第 9 条の規定に基づき下記のとおり告示する。

なお、心当たりのある者は、福祉総務課まで申し出ること。

令和 7 年 9 月 1 1 日

日立市長 小 川 春 樹

記

1 本籍（国籍）・現住所	不詳
2 氏名・職業	不詳
3 年齢	不詳
4 性別	不詳
5 身体的特徴	大腿骨 1 片
6 着衣	なし
7 所持品	なし
8 遺体の発見場所	茨城県日立市宮田町 3414 番地 4 日立クリーンセンター南方約 120 メートル先 J X 金属株式会社スラグ置き場
9 発見日時	令和 7 年 2 月 5 日午前 11 時 00 分
10 死亡日時	不詳
11 死亡原因	不詳
12 遺体の処置	日立警察署による身元確認が行われたが判明せず、行旅死亡人として令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 3 時に日立市中央斎場において火葬し、遺骨を日立鞍掛山霊園に保管した。

以 上